

70. 30

登録申請に係る補正及び却下について

1. 登録申請の補正

特許登録令第38条第1項は、「特許庁長官は、次に掲げる場合において、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めるときは、申請人に対し、経済産業省令で定める期間内に当該申請について補正をすべきことを命じなければならない。」と規定し、同令第1項第1号から第9号までに掲げる不備がある場合において、その不備が補正することができるものであると認めるときは、補正を命ずべきこととしている（特登令38条1項^{*1}）。

(1) 補正命令

次のア. からオ. までのような場合には、補正をすることができるものとする。

ア. 登録の原因を証明する書面（提出済みのものに限る。）に記載された内容に合わせた申請書の修正が可能であるとき

イ. 明白な誤記の訂正として申請書の修正が可能であるとき

ウ. 登録の原因を証明する書面以外の書面（事実を証明する書面など）を提出することが可能であるとき

エ. 代理権を証明する書面（委任状については、その写しを含む。）を提出することが可能であるとき

オ. 登録免許税を納付することが可能であるとき（納付に係る領収証書を含む。）

(2) 補正することができる期間

申請の補正をすべき命令を受けた者は、当該命令の日から2月以内にその補正をすることができる（特登施規13条の2^{*2}）。

なお、商標については、商標法に関するシンガポール条約の規定（同条約第14条、同条約第9規則）に基づき、申請人から申し出があったときは、当該期間の経過後2月に限り、商標登録令第10条第1項において準用する特許登録令第38条第2項の規定による却下を保留することとする。

(3) 手続補正書による補正

登録申請に係る手続の補正は、手続補正書（特登施規様式第16）によりしなければならない（特登施規13条の3^{*2}）。

(4) 補正をしないときの申請の却下

申請の補正をすべき命令を受けた者がその命令の日から2月以内にその補正をしないときは、当該申請を却下することができる（特登令38条2項^{*1}）。

2. 登録申請の却下

特許登録令第38条第3項は、「特許庁長官は、第1項各号に掲げる場合において、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めないときは、

その申請を却下するものとする。」と規定し、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めないときは、当該申請の却下をすべきこととしている（特登令38条3項^{*1}）。

次のア. からコ. までのような場合には補正命令の対象とはせず、却下処分を行うものとする。ただし、却下の処分を行おうとする際に却下の理由が解消されているときは、却下の処分は行わない。

却下処分を行うに当たっては、当該提出書類等を総合的に検討し客観的に手続者の合理的意思を判断するよう努めるものとし、形式的には以下の却下事項に該当する場合であっても、個別具体的な事例においては、必要に応じた取扱いを行うことにより、関係法令の適正かつ妥当な運用を図るものとする。

ア. 事件の表示がない又は不明（登録の原因を証明する書面又は原簿と一致しない）なとき。

イ. 登録の原因を証明する書面が提出されていないとき（登録の原因を証明する書面の提出を要しない場合を除く）。

ウ. 在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して申請をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人選任の届出をしていないとき。

エ. 登録の原因を証明する書面の訂正が必要となるとき。

オ. 信託の申請等、同時にすべき申請がされなかったとき。

カ. 申請時において事実発生前の申請をしたとき。

キ. 権利消滅後若しくは権利の存続期間の終了後に手続をしたとき、又は追納期間（特112条1項、実33条1項、意44条1項、商41条の2第5項、8項）経過後に手続をしたとき（特許法第112条の2第1項、実用新案法第33条の2第1項、意匠法第44条の2第1項又は商標法第41条の3第1項若しくは第3項の規定が適用される場合を除く。）。

ク. 既に登録済みの内容と同一の申請をしたとき。

ケ. 提出の趣旨が不明なとき。

コ. 矛盾する手続が同時に申請されたとき。

却下しようとするときは、申請人に対し、その理由を通知し、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない（特登令38条4項^{*1}）。弁明を記載した書面は、弁明書（特登施規様式第17）により作成し、当該通知の日から2月以内に提出しなければならない（特登施規13条の4第2項^{*2}）。

なお、商標については、商標法に関するシンガポール条約の規定（同条約第14条、同条約第9規則）に基づき、申請人から申し出があったときは、当該期間の経過後2月に限り、商標登録令第10条第1項において準用する特許登録令第38条第3項の規定による却下を保留することとする。

（改訂令和4・10）

*¹ 特登令38条：実登令7条（1項6号を除き準用）、意登令7条（1項6号を除き準用）、商登令10条（1項6号を除き準用）において準用

*² 特登施規13条の2、13条の3、13条の4：実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用